

事件検討会（宗教活動による婚姻関係の破綻）

平成30年11月2日
脇

第1 事案の概要



第2 争点

- 1 婚姻関係が破綻しているか（不貞等他の件がある場合、婚姻関係の破綻自体は認められる可能性あり）。
- 2 宗教活動が婚姻関係破綻の原因となっているか。

第3 判例の検討

- 1 裁判所の考え方（参考：東京地裁平成17年4月27日）

信仰の自由は本来個人の自由であるべき事柄であり、夫婦といえどもこれをみだりに侵害、妨害することは許されるものではない。

もっとも、夫婦間においては、夫婦共同生活を営む以上、相互に相手の価値観や考え方を尊重し、自己の行動の節度を守り、協力しながら家族間の精神的融和を図りながら夫婦関係を円満に保つよう努力すべき義務があるため、その限度で信仰や宗教活動にも一定の自重が求められる。



- I 夫婦の一方が自己の信仰の自由の実現を過度に相手方に強いたり、宗教活動に傾倒するなどして家庭内の不和を招いた場合
- II 夫婦の一方の心情を著しく無視するような対応をとった結果、夫婦関係が悪化し、婚姻関係を継続し難い（修復し難い）状態に至ったような場合

2 各判例の検討

- (1) 婚姻関係の破綻を認めず、離婚を否定した事例。
 - ア 東京地裁平成17年4月27日（創価学会）
 - イ 名古屋高裁平成3年11月27日（エホバの証人）
- (2) 婚姻関係の破綻を認め、離婚を肯定した事例。
 - ア 名古屋地裁昭和63年4月18日（エホバの証人）
 - イ 大分地裁昭和62年1月29日（宗教名不明）

第4 本件について



以上